協同組織金融機能強化方針

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の３）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条）

２０２４年２月

全国信用協同組合連合会

目　　次

はじめに　・・・1

Ⅰ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３」に基づく協同組織金融機能強化方針

第１　収益性及び業務効率の向上のための方策に関する事項　・・・2

第２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項　・・・5

第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針　・・・12

第４　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項　・・・15

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項　・・・17

第６　協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項　・・・21

第７　剰余金の処分の方針　・・・22

第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策　・・・24

第９　前提条件　・・・26

Ⅱ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組織金融機能強化方針

第１　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項　・・・28

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針　・・・29

第３　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項　・・・30

第４　協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項　・・・30

第５　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項　・・・32

第６　収益の見通し　・・・32

第７　法附則第 29 条第１項の規定により法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針　・・・32

第８　法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策　・・・33

第９　前提条件　・・・33

はじめに

当会は、信用組合の系統中央金融機関として 1954 年の設立以来、中小規模事業者と個人の皆様（以下、「中小規模事業者等」という。）を主な顧客とする信用組合の金融業務や信用力の維持・向上等、金融機能のあらゆる面において、様々なサポートを行ってまいりました。

こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の更なる強化の一環として、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくための資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行うにあたり、当会がこれを積極的に支援する態勢の構築が必要と判断し、2014 年４月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）第四章の二に基づく公的資金を活用する新たな資本支援制度（以下、「支援制度」という。）を創設いたしました。

これにより、当会は、これまで、中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取組む 12 の信用組合に対する、資本支援に加え、信用組合業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づいて、１つの信用組合が発行する優先出資について引受けを実施いたしました。

これにより、金融機能強化法第 34 条の３第３項に規定する特別関係協同組織金融機関等は１３信用組合（以下、当該信用組合を「特定信用組合」という。）となりました。

こうした中、2020 年３月以降、新型コロナウイルス感染症により、信用組合では、多大な影響を受けた中小規模事業者等に対し、実質無利子・無担保融資による資金支援に加え、既往債務の条件変更等、きめ細やかに対応してまいりました。

足もとでは、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、原材料価格の高騰等の厳しい外部環境下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者等の業績回復には、長期間にわたる一層の支援が不可欠と考えております。

今般、複数の信用組合より、地域に密着して金融サービスを提供する金融機関として、財務基盤の強化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小規模事業者に対する支援を強化し、円滑な資金供給や地域経済の活性化に貢献していくため、金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用したい旨の申し出を受けました（以下、当該信用組合を「コロナ特定信用組合」という。）。当会は、同法附則第 29 条第２項に規定する「新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関等」として、改めて、資本支援を実施するため、金融機能強化法第 34 条の２に基づく優先出資の引受けの申込み、同法第 34 条の３第１項及び同法附則第 29 条第１項の規定に基づく協同組織金融機能強化方針（以下、「強化方針」という。）の策定を行い、特定信用組合の収益性及び業務効率の向上並びに中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に必要な施策と、コロナ特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のほか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する支援等の地域における経済の活性化に必要な施策のサポートに努めてまいります。

Ⅰ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３」に基づく協同組織金融機能強化方針

第１　収益性及び業務効率の向上のための方策に関する事項

当会は、公的資金を償還するための財源を確保するために必要な収益性及び業務効率の向上の方策を以下のとおりとし、必達に向けて取り組んでまいります。

（１）収益性向上のための方策

当会は、本年度を含む３か年を対象期間として策定した「全信組連経営の中期的戦略（2021 年度～2023 年度）」において、経営戦略の一つの柱として「安定収益の確保・財務基盤の強化」を位置付け、有価証券売却損益等を加えた実質的な資金利益の目標を 160 億円から 180 億円程度と設定、2023 年度の事業計画においては、年度内の金融経済環境を見越した上で、207 億円の資金利益の確保を目指しております。

今後の金融環境を見据えますと、国内では、足下景気が緩やかに回復し想定を上回る物価上昇が続くなか、日本銀行による金融政策の正常化が進められているものの、中長期的な成長期待が大きく高まらないもとでは、大幅な政策金利引き上げの可能性は低いと予想されます。一方で、景気が底固く、インフレが高止まりする場合、中期的には利上げの加速等、金融政策正常化の本格織り込みが進展することも想定されます。このように、多様な金利シナリオが想定し得る状況下において、当会は信用組合業界の系統中央金融機関として安定運用に努める必要があります。

当会としては、コアポートフォリオからの安定収益を獲得するために、安全性・収益性・流動性・リスクウェイトに配意した運用を進めることで、計画初年度から 2016 年３月期（計画始期：17,183 百万円）を上回る水準の資金利益を確保してまいります。

○収益性を示す指標

【資金利益の当初１０か年の推移】　（単位：百万円）

2023/3 期	2024/3 期	2025/3 期	2026/3 期	2027/3 期	2028/3 期
20,246	20,700	19,470	20,308	20,895	19,400

2029/3 期	2030/3 期	2031/3 期	2032/3 期	2033/3 期
18,874	18,458	18,436	18,936	18,561

※資金利益　＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

（２）業務効率の向上のための方策

当会は、信用組合業界の系統中央金融機関という特性を活かした営業活動を行っており、従前より、少ない役職員・営業店で大量の資金を取扱う効率的な経営をしております。

地域経済、特に地方における人口減少・少子高齢化というトレンドにおいて、地域経済の停滞に伴う資金需要の大きな拡大が見込みづらいことに加え、日本銀行の「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」の終了により足下の資金量は減少を予想しておりますが、その先２年間は概ね横ばいで推移する見込みであり、当会は、これまでの９営業店体制を維持しつつ、引き続き効率的な業務運営を行ってまいります。

○業務効率性を示す指標

【一営業店当たり資金量の当初３か年の推移】　（単位：百万円）

2023/3 期	2024/3 期	2025/3 期	2026/3 期
859,733	838,333	834,444	832,777

※一営業店当たり資金量 ＝（預金＋譲渡性預金）÷ 営業店数

（３）信用組合の収益性及び業務効率の向上のための方策

信用組合業界において、①コア業務純益といった本業の収益力確保が厳しい状況にあること、②預貸率の低下に伴い余裕資金がますます多額になる中、ひとたび有価証券等運用に失敗が生じれば信用組合経営にも大きな影響を与えかねないこと、③信用組合経営と表裏一体の関係を有する地域経済を活性化させるための取組みがますます重要になってきていること等を背景に、当会の経営サポートに対する期待が高まっており、より幅広い観点から信用組合の経営全般をバックアップしていく役割が求められております。

信用組合業界の中央組織としての当会に対するこうした期待や役割に前広かつ効果的に応えていくため、当会と一般社団法人全国信用組合中央協会（以下、「全信中協」という。）は、一体的運営の下、両組織の常勤役員をメンバーとする「政策企画会議」（2022年度より、部店長もオブザーバーとして参加）において、政府や日本銀行の各種施策に関する情報集約や意見表明等を検討・実施するなど、信用組合業界の諸課題に迅速に対応しております。

さらに、多様な課題に組織を挙げて的確かつ迅速に対応するため、2023 年 12 月に、信用組合へのサポート体制を再構築いたしました。具体的には、内部業務部門と監査機構を除く全部署をサポート部門と位置付け、組織横断的な「信用組合サポート本部」を従前のサポート体制より構成部署を拡充して設置するとともに、専担職員を配置した同サポート本部の事務局を設ける等、各種サポートの対応力強化に努めております。

①　経営管理態勢強化へのサポート

信用組合の健全性向上や再編に伴う支援、信組経営を担う人材の派遣等「ヒト・カ

ネ・知見」によるサポートを行ってまいります。また、信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないよう、運用・リスク管理状況をモニタリングするとともに、有価証券運用・ＡＬＭ・リスク管理サポート等を通じ、適切なリスクテイクを促すための助言・指導等を適宜実施する等、信用組合の経営管理態勢を強化してまいります。

② 収益力強化へのサポート

系統預金機能の適切な運営や日銀貸出支援基金を活用した貸出増加へのサポート・低利代理貸付、ファンド、クラウドファンディング等の起業・創業支援等、信用組合の本業に係るトップライン収益の持続的向上のための施策の充実を図るとともに、時流を捉えた新たな金融商品や金融サービスの提供を推進してまいります。さらに、信用組合の有価証券運用による収益確保をサポートするため、ポートフォリオ運営に関する助言や個別運用商品・銘柄等に関する電話相談、トレーニー等による有価証券運用サポートを積極的に実施してまいります。また、勉強会の開催や電話相談等を通じ、信用組合運用担当者とのコミュニケーションラインの強化にも引き続き努めてまいります。

③ 情報提供の充実と意見発信の積極化

全信中協との連携の下、信用組合経営に有用な制度・政策・事例等に関して、信用組合との双方向の情報交流及び迅速な情報伝達に努めてまいります。また、信用組合との意見交換の中で挙がった各種意見・要望等については、必要に応じて金融界や政府当局等の外部に対して、全信中協とともに積極的に発信してまいります。さらに、外部への意見発信を強化するため、しんくみ記者懇談会の開催等により、業界動向の周知等に積極的に取り組んでまいります。

（４）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導の内容

当会は、特定信用組合より、「今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通し」「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」「責任ある経営体制の確立のための方策」「優先出資の消却に必要な財源を確保するための方策」「財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策」等支援期間における経営方針と具体的方策を記載した計画（以下、「経営計画」という。）の提出を受けることを「中小金融強化支援要領」で規定しており、特定信用組合は、経営計画に基づき中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化や地域経済の活性化に努めるとともに、収益性及び業務効率の向上を図ることとしております。

当会は、特定信用組合が、経営計画に掲げた営業推進方策、営業態勢の強化及び店舗政策の見直し並びに人材育成等の諸施策を着実に実施することにより収益性の向上と業

務効率化を図り、黒字額の拡大化につなげ、利益剰余金を確保するよう、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携し、前（３）の方策に加え、定期的なモニタリングやヒアリング等きめ細かな指導・助言を行ってまいります（具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、Ｐ５～８に記載しております。）。

第２ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

（１）特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

信用組合は、地元の中小規模事業者の最も身近な金融機関として、資金ニーズに対し柔軟かつ弾力的に対応し、円滑な信用供与に努めることを経営方針として定めて地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。当会は、特定信用組合に対しましても、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に向け、お取引先の創業・新事業開拓、成長支援、経営改善・事業再生等、ライフステージに応じた適切なコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給を図っていく旨を経営方針に掲げるよう求めることといたします。

これを遵守していくために必要な体制の構築、外部機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等、態勢の整備・充実を図るよう求めてまいります。

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

①　円滑な信用供与体制に向けた当会の指導体制の強化のための方策

当会は、特定信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央金融機関として、以下のとおり、特定信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

ア．体制の整備

当会では、特定信用組合に対する事後管理に係る所管部署を信組支援部とし、特定信用組合における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の着実な実施に向け、本部各部や特定信用組合の管轄営業店と連携して定期的なモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

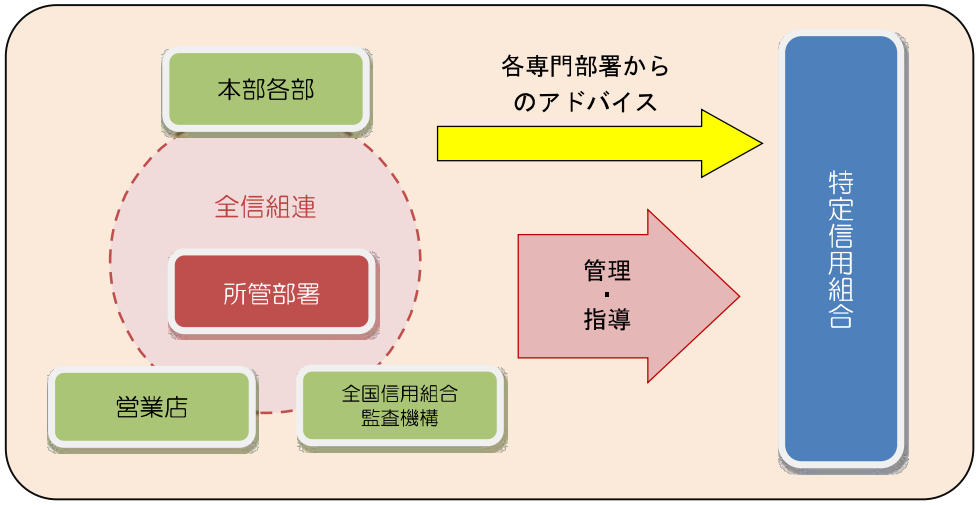

イ．経営計画の進捗管理

当会は、特定信用組合の経営計画について定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に向け、必要な指導・助言を適時・適切に行ってまいります。

ａ．経営計画の履行状況報告

特定信用組合が作成する経営計画に対する履行状況報告の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

ｂ．強化方針の履行状況報告

当会は、金融機能強化法第 34 条の８に基づき、３月末、９月末を基準日として、強化方針の履行状況を金融庁へ報告いたします。

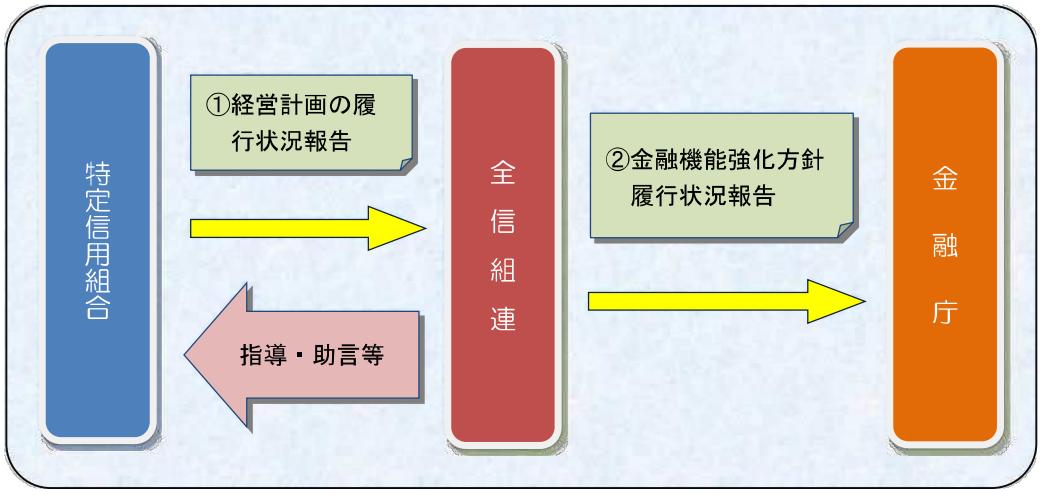

ウ．オフサイト・モニタリング

特定信用組合の経営計画の着実な履行を確保するためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、特定信用組合から定期的（四半期、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、経営計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、モニタリングの適宜実施や周期の短縮化等、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

ａ．流動性リスク分析、有価証券リスク分析

四半期ごとに預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証し、適切なリスク管理が行われるよう指導・助言を行ってまいります。

ｂ．有価証券損益影響分析、与信リスク管理

半期ごとに有価証券の評価損益を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

ｃ．経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別、地区別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

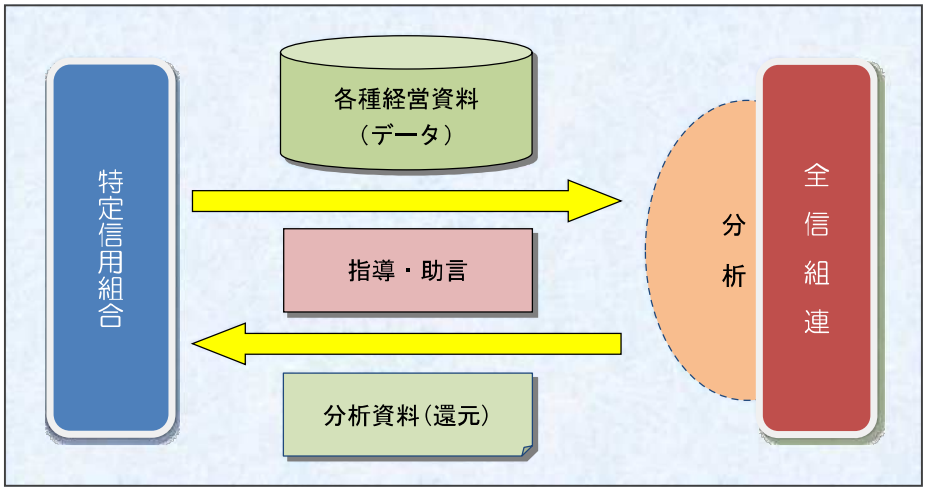

エ．協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営計画遂行上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより、計画の達成に向けた各種取組みをサポートしてまいります。

ａ．トップとの協議

原則として半期に一度、理事長をはじめとした特定信用組合の役員との面談・協議を通じ、経営計画の検証や、基本方針に係る助言・指導を実施してまいります。

ｂ．総合ヒアリング

四半期に１回以上、当会所管部署又は特定信用組合の管轄営業店によるヒアリングを役員又は部長を対象に実施し、経営計画の推進体制、進捗状況及び経営状況についての把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の頻度にかかわらず、実施頻度を増やし、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

ｃ．所管部署ヒアリング

経営計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う特定信用組合の所管部署に対しヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲を絞ったヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導を実施してまいります。

なお、開催は原則として四半期に１回以上といたしますが、施策の進捗状況に応じ、実施時期を調整することで、最も効果的なタイミングでの指導を実現してまいります。

ｄ．全国信用組合監査機構監査のフォローアップヒアリング

全国信用組合監査機構（以下、「監査機構」という。）監査の検証結果に係る対応状況について、関係各部署にヒアリングを実施し、継続的な状況把握と未解消課題に対する助言・指導の強化を行うことで、特定信用組合の各種リスクの適切な管理とガバナンスの強化に努めてまいります。

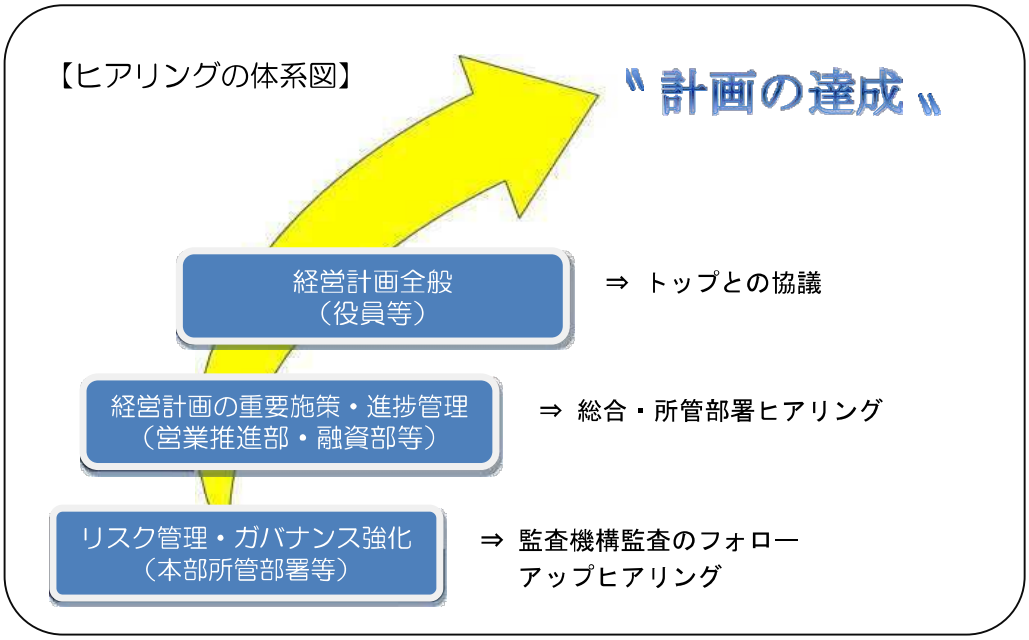

オ．監査機構による検証・指導

当会は、特定信用組合に対し、原則として３年に１回、監査機構による監査を実施いたします。当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、経営実態の詳細な把握を行うとともに、財務・収益基盤の強化に向けたアドバイスを行ってまいります。

また、経営モニタリングを強化する観点から、オンサイト部門である監査機構とオフサイト部門である信組支援部・営業部店が密接に連携するほか、本部の専門部署による分析結果を踏まえ、経営管理・指導強化を図ってまいります。

具体的には、事前準備段階において、監査機構と信組支援部により経営課題・指導方針を整理・明確化するほか、有価証券運用については、専門部署（市場リスク管理部門である財務企画部）による分析を実施し、当会経営陣との協議を経て「監査優先項目」を決定することで、より効率的かつ実効性の高い監査を実施し、特定信用組合への経営管理・指導強化に取り組んでまいります。

また、監査期間中は、信組支援部や管轄営業店の職員も同席（集合面談、意見交換会等）し、監査実施状況や確認された課題・問題点等をリアルタイムに共有することで、オン・オフ一体となった実効性のある監査・経営指導を実施してまいります。

なお、経営計画の履行状況に問題が生じた又は生じるおそれがある場合は、上述の周期にかかわらず、適宜実施することにより、経営計画の達成に向け指導を強化してまいります。

② 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応し

た信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当会は、特定信用組合に対し、新規融資にあたっては、経営者保証ガイドラインに則した取組みを行うほか、決算書等の数値に現れない企業の技術力・販売力や成長性等の定性的な情報も判断材料として、お取引先の経営実態の十分な把握に努めるよう求めてまいります。

さらに目利き力向上のための融資勉強会やＯＪＴ研修等を継続的に実施し、コンサルティング能力の底上げと訪問活動によるモニタリング機能の充実とを両輪で進めるよう求めてまいります。

また、当会は特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、お取引先のニーズや特定信用組合の状況に応じて、ＡＢＬの活用のほか、中小規模事業者の実態や経営者の課題に適切に対応した商品として無担保事業ローンの開発及び推進等の方策について指導・助言を行ってまいります。

③　中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当会は、特定信用組合に対し、支援期間内の毎年９月末及び３月末日（以下、「報告基準日」という。）における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高見込み・同比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合）」、「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」及びこれらの実績が計画始期と比べて同等以上とするための方策（以下、「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」という。）を策定し、計画達成のため、本部と営業店が一丸となり、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等地域金融の円滑化に積極的に取り組むことを求めてまいります。

また、報告基準日における履行状況（計画達成のために行った方策を含む。）の報告を求めてまいります。

さらに、中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を達成するためには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要となることから、特定信用組合に対し本部の営業店支援、外部支援機関との連携、人材育成やノウハウの蓄積等体制の整備及び充実を図るよう求めてまいります。

当会は、特定信用組合の報告基準日における報告に加え、各種ヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、中小規模事業者向け貸出残高・同比率が計画の始期における水準を上回るよう指導・助言を行ってまいります。

（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当会は、特定信用組合に対し、以下のとおり営業地域における経済の活性化に取り組むよう求めてまいります。

また、当会は、特定信用組合の報告やヒアリングを通じて必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証し、報告基準日における経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合が計画始期における水準を上回るよう方策の追加や見直しについて指導・助言を行ってまいります。

①　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小規模事業者のお取引先においては、経営者の高齢化、後継者不在問題及び収益性の悪化等による廃業増加が懸念され、創業支援や新事業開拓支援の重要性が高まっております。

このようなことから、特定信用組合では、質の高い創業支援や、新事業開拓に資するため、各種制度融資、保証の利用促進を図るほか、必要に応じ、「ミラサポ」・「よろず支援拠点」の活用、日本政策金融公庫との業務提携・協調融資等に努め、創業、新事業展開後の成長資金への融資に繋げてまいります。

さらに、創業支援を行ったお取引先の事業が軌道に乗り、成長していく段階では、新たな設備投資や増加運転資金の確保が必要となることから、応需に前向きに検討していくとともに、事業計画の再策定を検討する必要が生じた場合には、お取引先の成長に最適なプランの策定と実行を行ってまいります。

②　経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者のお取引先が抱える経営に係る課題・問題はこれまで以上に多様であり、改善に向けた支援ニーズは確実に高まっているものと認識しております。

こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、お取引先からの相談について必要に応じて外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、お取引先の問題解決に資する強力なサポートに取り組んでまいります。

③　早期の事業再生に資する方策

特定信用組合は、経営改善、事業再生が必要となった中小規模事業者のお取引先につきまして、抜本的な経営改善計画の策定や債務の一本化による資金繰りの改善、中小企業再生支援協議会等の外部機関や経営力強化保証制度等を活用した再生スキームの構築と実行、他業種への業種転換支援等により、お取引先の経営改善や再生支援に取り組んでまいります。

④　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

特定信用組合の営業地域においても、中小規模事業者のお取引先の後継者不在による廃業が増加し深刻化している反面、多くのお取引先では具体的な事業承継に向けた取組

みや機会が不足しており、現状の事業を継続することが精一杯の状況となっております。

こうした状況を踏まえて、特定信用組合は、外部団体が実施している研修会や県の中小企業支援ネットワーク事業等に参加し、役職員の事業承継に係わる知識の定着を図り、事業承継問題へ積極的に取り組んでまいります。

第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

当会は、これまで、中小規模事業者等を主な顧客とする信用組合の業務全般につき、様々なサポートを行ってまいりましたが、こうした信用組合による中小規模事業者等に対する金融機能の強化に資するため、2014 年４月に金融機能強化法第四章の二に基づく公的資金を活用しつつ信用組合の要請に応えることのできる新たな支援制度を創設いたしました。本制度は、信用組合が、今後とも地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくため、資本基盤の充実・強化に向けた取組みを行う場合に、積極的に後押しする制度となっております。

当会は、金融機能強化法第四章の二の活用にあたり、強化方針に基づき、特定信用組合に対し、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構の監査等による管理・指導に加え、必要に応じて、経営サポートとして人的支援（経営人材の派遣）も実施する等、特定信用組合の経営計画の着実な履行を実現するとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みについて、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

具体的な経営指導の内容・ヒアリング方法等については、Ｐ５～８に記載のとおりです。

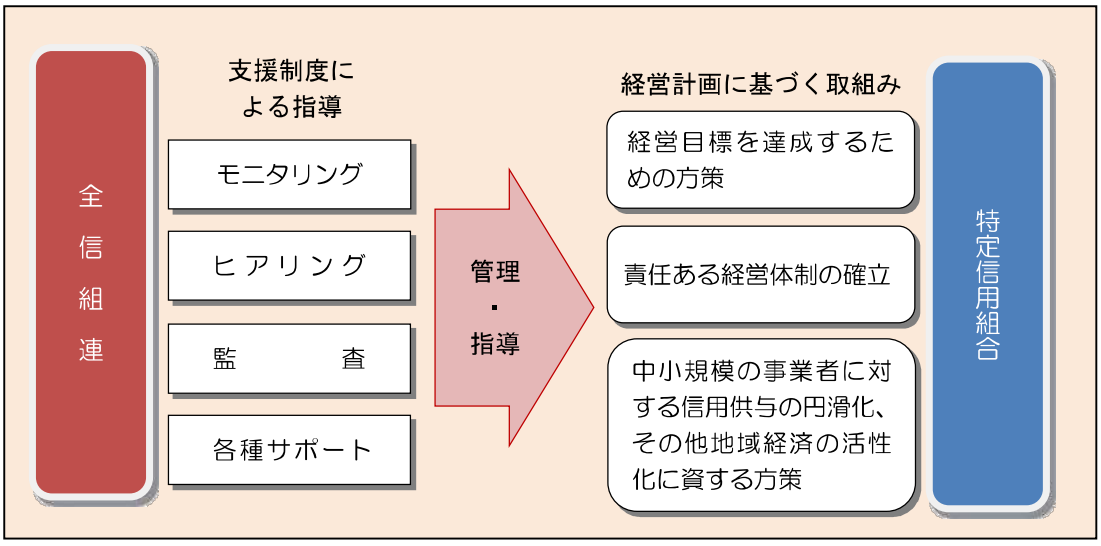

（１）経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

特定信用組合の財務・収益体質の強化・安定化が図られるよう、経営計画に掲げる各種施策の実施状況について、当会信組支援部・営業店におけるモニタリング、ヒアリング等を通じ、施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告いたします。特定信用組合への助言・指導にあたっては、双方向での議論を進め、取組みが不芳となった場合は、要因分析及び改善対応へのサポートを行ってまいります。また、必要に応じ、当会から経営人材を派遣、又は当会が業務委託しているアドバイザリーを活用した助言を実施する等、人的支援による経営管理（ガバナンス）体制の強化に努めてまいります。

（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、役員や重要施策を担う所管部署長等との面談のほか、監査機構監査等を通じて、特定信用組合のガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってまいります。

（３）計画達成に必要な措置

当会は、特定信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営計画の達成に必要と判断される措置を適宜実施いたします。

①　中小規模事業者のライフステージに応じた信用組合の取組みへのサポート

ア．起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会は、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合がそれら取組みのサポートを行う際の一つのツールとして、2014 年 11 月に「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。2015 年以降、同制度を活用し、信用組合の９つのファンド創設を後押ししました。

これにより、それぞれの地域において、信用組合が運営する地域活性化ファンドに対して、当会がリスクマネーを併せて供給できることになり、地域における経済の活性化に資する方策として、信用組合が取り組む際の選択肢が拡大されております。

そのほかにも、信用組合のお取引先である中小規模事業者の資本性資金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングの取組みに関するサポートを実施しております。

2015 年 6 月の投資型クラウドファンディングに関する包括的提携に続いて、2016 年 12 月には、購入型クラウドファンディング「MOTTAINAI もっと」を開始、2021 年 10 月には業界大手の㈱ＣＡＭＰＦＩＲＥ社と業務提携し、「MOTTAINAI みらい」にリニューアルしました。2016 年から 2023 年 10 月まで

に、308 件の案件についてサポートを行っており、引き続き、特定信用組合が起業・創業支援に取り組む際の選択肢の拡大を図ってまいります。

イ．取引先の販路拡大・人材マッチングにかかるサポート

特定信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に関する他の信用組合の取組事例等の提供や、業界ネットワークを活かしたビジネスマッチング展、人材マッチング支援等の取組みについてサポートを実施してまいります。

全国の信用組合の食に関連するお取引先を対象とした「しんくみ・食のビジネスマッチング展」は、コロナ禍を踏まえ 2021 年以降、WEB での商談会を継続しております。直近の 2023 年の商談会では食品・飲料品に加え、新たに「食」に関連する生活雑貨も出展対象とするなど、より多くのお取引先の販路拡大に向けた商談の機会を増やすための施策に取り組んでまいります。

また、信用組合のお取引先事業者と経営課題に関して豊富な知見を有する企業 OB・OG（新現役）に出会いの場を提供する「しんくみ新現役交流会」を開催しております。2020 年 3 月以降、これまでに計 5 回開催しておりますが、2023 年度は東京だけでなく福岡での開催も予定しており、お取引先の販路開拓や人材不足等の課題解決に向けた支援に取り組んでまいります。

ウ．各関係団体との事業再生等に関する連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、信用組合の事業再生支援の取組みについてサポートを実施しております。

信用組合においては、地域経済活性化支援機構のトレーニー受入制度、特定専門家派遣制度や中小企業活性化協議会の収益力改善支援・再チャレンジ支援制度等の利用が促進されており、今後も、中小規模事業者等の事業再生及び地域経済の活性化に向けた取組みを、引き続き支援してまいります。

エ．しんくみリカバリの活用

信用組合業界の再生ファンドである「しんくみリカバリ」を活用し、特定信用組合の取引先の再生支援に向けた取組みをサポートしてまいります。

② 特定信用組合に対する有価証券運用サポート

ア．運用態勢面の助言

特定信用組合が有価証券運用において、経営体力や管理能力を超えてリスクを拡大することがないよう、運用状況およびリスク管理状況をモニタリングし、運用態勢面（余資運用、内部統制、組織・人員等）の助言・指導等を実施いたします。

イ．ＡＬＭ・リスク管理サポートの実施

特定信用組合のＡＬＭの実施状況を確認し、データ整備や運営に関しての助言・指導を通して、ＡＬＭ管理態勢やリスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

ウ．トレーニーの受入れ

特定信用組合の要請に応じ、有価証券運用に係るトレーニーを受け入れ、内部管理態勢の強化及び人材育成をサポートしてまいります。

エ．有価証券運用に関する電話相談、情報提供

特定信用組合が有価証券運用を実施する上での各種相談事項（個別運用商品の概要やリスクの所在等の分析、市場環境に関する見方等）に関して、電話相談を随時行ってまいります。

相談内容に関しては、当会イントラネットにより関連本部や営業店で共有することにより、特定信用組合の状況把握に努めてまいります。

また、時宜を得て留意すべき商品・リスク関連情報に関する情報を提供し、特定信用組合の意識の改善・知識の向上に努めてまいります。

第４　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

当会は、支援制度の取扱いを定めた「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度規程」（以下、「支援制度規程」という。）において、地域の中小規模事業者の需資対応、地域活性化に向けた資金供給機能（融資）の強化を図ることを支援対象先の基準の一つとしております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症のような未曽有の事態に対する特例措置が実施された場合については、地域の中小規模事業者等に対する円滑な資金供給を後押しするため、支援制度規程を準用し、支援対象先の一つとしております。

このため、当会は、信用組合より支援の申込みを受けたときは、当該信用組合における金融仲介機能の発揮による中小規模事業者に対する適切かつ積極的な信用供与の増強策、各種サービスの向上策及び経営改善や事業再生等の支援策の妥当性等について、本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査を行ったうえ、当会の非常勤理事をメンバーとする審査委員会及び理事会において審議し、支援対象先の基準に合致すると認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

特定信用組合が利益剰余金の積上げを図り、支援期間内の優先出資返済を可能とすべく、支援制度規程により、支援を申し込んだ信用組合から今後の経営戦略（収益性及び業務効率の向上のための方策を含む）及び経営の見通しについての計画と施策の提出を求め、当該計画及び施策の妥当性について、本部所管部署及び管轄営業店による検証・審査

を行ったうえ、審査委員会及び理事会において審議し、支援期間内の返済が可能と認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（３）資産査定に係る審査体制

当会は、支援制度規程により、支援を申し込んだ信用組合の資産査定に係る規程要領、査定の体制、査定の実施方法並びに償却・引当等の適切性について、監査機構による監査や本部所管部署及び管轄営業店において検証・審査することとしており、資産査定の適切性が認められる信用組合について支援を行うこととしております。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

信用組合業界では、1969 年 7 月に「全国信用組合保障基金制度」、2002 年 4 月に「信用組合経営安定支援制度」、2011 年 2 月に「合併特別支援制度」の計 3 つの財政上の支援制度を創設しております。

当会は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、ひいては信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この 3 つの支援制度の運営について中心的役割を担ってまいります。

① 全国信用組合保障基金制度

本制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て（目標額 1,000 億円：2023 年 3 月末残高約 1,004 億円）を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っております。

② 信用組合経営安定支援制度

本制度は、信用組合、全信中協及び当会が協力して創設した信用組合業界のセーフティネットの制度であり、「モニタリング制度」、「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の 3 つの制度から構成されております。

「資本増強支援制度」では、資本増強支援を希望する信用組合に対して、当会が審査のうえ支援を実行するとともに経営状態について管理・指導する制度です。

※2023 年 3 月末資本増強支援制度に基づく支援残高：20 信用組合 667 億円

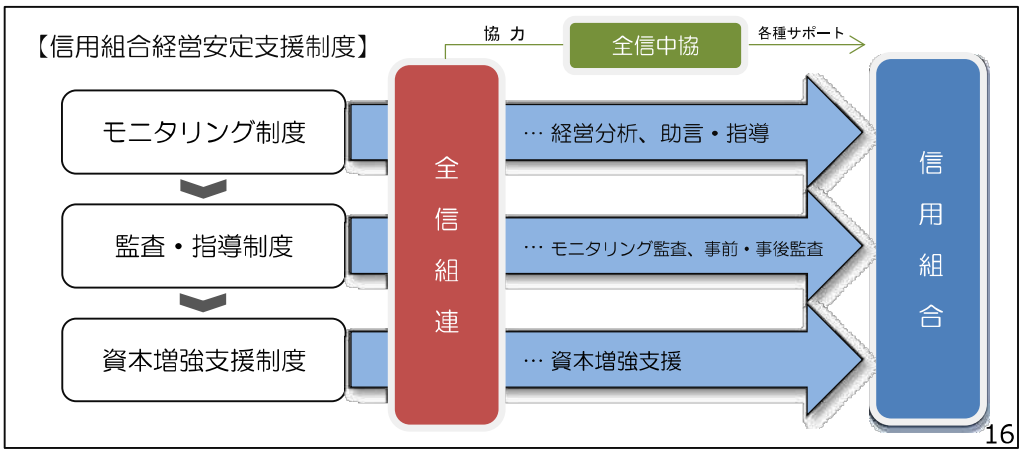

③　合併特別支援制度

本制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っております。

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（１）業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

①　ガバナンス態勢の強化

業務執行に係る意思決定等を行うための理事会を定期的に開催し、また、当会の理事については、定数の３分の２以上を会員である信用組合の代表役員とすることで、経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

さらに、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしております。

今後も、当会は、信用組合の系統中央金融機関として信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保及び経営体制の強化に努めてまいります。

②　監査

組織上独立した内部監査部門である監査部は、業務の健全かつ適切な運営を図るため、年度計画に基づき、「内部監査基本規程」、「内部監査実施要領」等に則り、監査対象部署における内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、改善を図ることを目的に、監査を実施しております。

ア．監査計画・実施

監査部では、本部各部に対するオフサイトモニタリングや常勤役員に対するヒアリング内容等を踏まえてリスク・アセスメントを行い、リスクベースに基づき重点監査項目を設定のうえ、監査対象部署および監査テーマを選定しております。

イ．分析・評価

監査結果は、監査終了の都度速やかに常勤理事会へ報告し、問題点等があった場合は、役員が即時に協議し、対応を指示することとしております。

また、監査対象部署へ監査結果の通知を行うとともに、監査における指摘や提言等については、監査対象部署に対して、改善計画の提出及び改善状況の報告を求め、進捗管理を行っております。

コンプライアンス統括部署および事務リスク統括部署に対しては、監査実施の都度、監査結果を還元しているほか、定期的に情報連絡協議会を開催し、改善が必要な課題の共有を図っております。

③　監事・外部監査人との連携

監査部は常勤監事との間で定期的に（原則毎週）情報連絡会を開催し、連携を図っております。

さらに、外部監査人とは定期的に協議を実施し、意見交換する等連携を図っております。今後もこの連携体制を堅持してまいります。

（２）リスク管理体制強化のための方策

①　信用リスク管理

ア．信用リスク管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えると認識しております。

そのため、与信業務に携わる役職員が従うべき行動規範等を「与信リスク管理基本方針」（クレジットポリシー）に定め、健全な与信業務を営むとともに、適切な信用リスク管理を通じて資産の健全性確保を図っております。

イ．信用リスク管理手法

当会では、信用リスクの管理対象を、信用組合及びその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、また、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引としております。貸出等の与信判断においては、信用格付を実施し、信用格付の定期的な見直し等による与信先等の事後管理の徹底を通じて、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めるとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性を確保しております。

また、市場運用、会員外直接貸出に係る与信先については、業態別・格付別に、与信先別の与信上限を設定のうえ与信状況を一元的に把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

さらに、管理対象資産に係る信用リスク量を VaR 法により計測し、信用リスクに対するリスク資本枠と比較・検証し、ＡＬＭ委員会に報告しております。評価した際、信用リスク量がリスク資本枠を超過する場合には、速やかに臨時ＡＬＭ委員会を開催し、対応を協議することとしております。

②　市場リスク管理

ア．基本方針とリスク管理方法

市場リスクの管理については、VaR 法により資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらが経営体力と比較し適切な水準にあるかモニタリングを実施し、ＡＬＭ委員会に報告しております。

VaR 計測モデルについては、予め計測された市場リスク量と、保有期間中に発生した実際の損益の動向等を比較するとともに、損失の方が大きい場合には原因を分析し、モデルの信頼性を確認しております。

さらに、採用している計測方法（採用モデル）の特性（限界及び弱点）を把握するため、採用モデルとは異なる代替的な手法による計測結果と定期的に比較検証をしております。

また、VaR 法では把握できない、例外的ではあるものの蓋然性のあるイベントにより発生し得る潜在的損失については、ストレステストを通じて自己資本で十分に吸収することができるか検証しております。

運用資産の多様化に対応した収益・リスク等のシミュレーション及びストレステストの高度化を通じて、収益・リスクテイク・自己資本のバランス状況につきリスクコミュニケーションの活性化を図っております。

イ．IRRBB 規制への対応方針

ΔＥＶＥについては、系統中央金融機関の業務特性から金利リスクテイクの度合いが高いことを踏まえ、自己資本の余裕との関係に照らし一定水準を超えないための内部ルールを設けて管理しております。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

このため、理事会は、倫理憲章及び行動規範において、法令等の厳格な遵守や反社会的勢力との関係遮断等を定めているほか、コンプライアンスに関する体制整備・研修等の実施計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定しております。

また、理事長は、可能な機会を捉えコンプライアンスに対する取組み姿勢を示しており、理事は、コンプライアンスに対して、率先垂範し取り組むとともに、体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めております。

コンプライアンス体制としては、本部に統括部署、営業店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置し、当会全体での取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めております。

統括部署である総務部は、コンプライアンスの企画・立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店への研修指導といった啓蒙活動及び不祥事件等の未然防止等コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めるとともに、その推進状況を半期毎に理事会等へ報告しております。

このほか、各種協議会として、統括部署と各部室店のコンプライアンス担当者との連携

強化を図るため、「コンプライアンス担当者連絡協議会」を毎年度、コンプライアンスの推進強化及び事務リスクの未然防止とリスク管理態勢の向上を図るため、関係部署（総務部、業務統括部、監査部）による「情報連絡協議会」を半期毎に開催しております。

今後とも、法令等遵守（コンプライアンス）は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であると認識し、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践してまいります。

（４）経営に対する評価の客観性の確保のための方策

①　監査体制

理事会では、理事定数の３分の２以上を会員信用組合の代表役員で占めており、常勤理事の職務執行に対して監督・牽制する機能を確保しております。

監事については、会員信用組合の代表役員２名、弁護士１名（員外監事）及び常勤監事１名の計４名を選任し、理事の職務執行を客観性・透明性をもって監査する体制を確保しております。

常勤監事は、重要な経営会議に出席するほか、理事会議事録等の重要書類を閲覧し、理事の職務執行等の確認を行うとともに、会計監査人とも定期的な意見・情報交換を実施し、理事の職務執行状況の的確な把握に努めております。さらに、2017 年度からは、各営業ブロックの非常勤理事と理事会機能の実効性確保等を目的とした意見交換を実施しております。

また、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使について独立した立場で適切な判断を行うことに留意しております。さらに、監事の指揮命令下で業務に従事する専属の職員（監事付）を配置し、監事の職務執行等を迅速、的確に行うための体制を確保しております。

②　経営に対する評価の客観性の確保

当会は、信用組合と業務運営等について幅広く意見交換を行うことを目的に、全国９地区において「地区別懇談会」を年３回行っており、当会および全信中協の執行部から情報発信するとともに、両組織の経営執行部（常勤理事）に対する意見を広く収集しております。この中で、毎年６月に開催する同懇談会は、同月下旬に行う定時総会前の地区総会と位置づけ、総会への報告・付議事項のほか、ＩＲとしての財務状況に関する報告を行っております。

こうした取組みを今後も継続することにより、経営に対する評価の客観性を確保してまいります。

（５）情報開示の充実のための方策

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を世間に幅広くご理解いただくため、全信中協と連携し、広報活動の強化に努めております。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「しんくみＩｎｆｏ」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のＰＲ・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っております。

また、マスコミ各社を対象とした「くみれん記者懇談会」を開催しており、信用組合業界全般の状況や当会の活動に対する理解を高めてもらうための方策を実施するとともに、信用組合の経営をサポートする諸施策を開始する際には、ニュースリリースを公表するだけでなく、必要に応じて記者会見・記者レク等を実施しております。

今後も、引き続き上記取組みを継続するとともに、情報開示のみならず、その前提となる業界に対する知名度や理解度の向上に向けた方策を適宜実施してまいります。

第６　協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項

当会が保有する優先出資は、以下のとおりです。

【過年度分（５回合計）】

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．払込金額の総額	３６,０４０百万円
３．発行口数	１８０,２００口
４．累積条項	非累積的
５．参加条項	非参加

（１）必要資本額の根拠

中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組むべく、これまで 12 信用組合より、金融機能強化法第四章の二に基づく公的資金を活用した資本支援の申込みがございました。

当該信用組合の自己資本比率は、国内基準である４％を上回っておりますが、当該信用組合の営業エリアである地域の経済環境は厳しい状況にあり、金融機関に対する円滑な資金供給や、中小規模事業者等の経営改善及び事業再生等に対する支援ニーズが今後、さらに増加していくことが見込まれる中にあっては、当該信用組合における協同組織金融機関として期待される役割と責任は極めて重要であると考えており、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の活性化に貢献するためには、より強固な財務基盤を構築する必要があると認識しております。このため、当会が当

該信用組合の財務内容や健全性及び提出を受けた経営計画等について規程等に基づく検証・審査を実施した結果、これまで当該信用組合に対し、地域の活性化に貢献するためのより強固な財務基盤を構築するため、360 億円４千万円の資本支援を実施いたしました。

当該信用組合はこの資本増強により自己資本の充実を図り、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期してまいります。

（２）当該自己資本の活用方針

当会は、特定信用組合としての要件を満たしていると認められる信用組合に対し、資本支援を実施いたしました。

資本支援を受けた信用組合は財務基盤の充実・強化が図られることから、金融仲介機能の発揮による中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に積極的・持続的に取り組んでおります。

第７　剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

2022 年度につきまして、普通出資については、2019 年１月発行分が年 1.35%、それ以前は前期と同様に年 4.00%の割合で配当を実施しております。また、既存の優先出資につきましては、第１回から第５回発行分が年 0.40%、第６回から第７回発行分が年 0.96%、第８回発行分が年 1.02%、第９回発行分が年 1.08%、第 10 回発行分が年 1.30%で配当を実施しております。

今後の配当に対する方針に関しましては、優先出資につきましては、約定に従った配当を行うとともに、普通出資につきましては、毎年度の剰余金の水準により都度検討いたしますが、大幅な金融情勢の変化がない限りは、原則として現行の水準を維持していく方針であります。

（２）役員に対する報酬及び賞与についての方針

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当会の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

また、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の必要があるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

今後とも、役員に対する報酬及び賞与については、現行の方針を継続してまいります。

（３）財源確保の方針

強化方針に盛り込んだ諸施策を着実に遂行することにより収益力の強化と業務効率化を進め、安定した利益を確保し、財源の積上げに努めてまいります。

収益計画を前提とした利益剰余金の積上げを実施することにより、2035 年３月末には 1,933 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 106 億円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。また、2036 年３月末には 1,969 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 62 億４千万円の返済財源を、2037 年３月末には 2,005 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 100 億円の返済財源を、2039 年３月末には 2,078 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 20 億円の返済財源を、2044 年３月末には 2,264 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 72 億円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。

さらに、2048 年３月末には 2,414 億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金 140 億円の返済財源を確保できるものと見込んでおります。

なお、強化方針通りに利益を確保できない場合であっても、これまでに積み上げた剰余金の活用や資本準備金等の剰余金への振替、出資の募集等により、優先出資の返済に対応することができる財源を確保いたします。

【利益剰余金の推移】　(単位：百万円)

	2023/3 期 (実績)	2024/3 期	2025/3 期	2026/3 期	2027/3 期	2028/3 期	2029/3 期
当期純利益	7,519	7,354	5,434	6,240	8,483	7,335	6,884
資本準備金	23,020	30,020	30,020	30,020	30,020	30,020	30,020
利益剰余金	146,494	151,154	153,870	157,290	162,953	167,468	171,533
利益準備金	26,400	27,200	27,935	28,499	29,123	29,972	30,705

	2030/3 期	2031/3 期	2032/3 期	2033/3 期	2034/3 期	2035/3 期	2036/3 期

当期純利益	6,512	6,425	6,713	6,371	6,371	6,371	6,371
資本準備金	30,020	30,020	30,020	30,020	30,020	30,020	24,720
利益剰余金	175,225	178,830	182,723	186,275	189,826	193,377	196,928
利益準備金	31,394	32,045	32,687	33,359	33,996	34,633	35,270

	2037/3 期	2038/3 期	2039/3 期	2040/3 期	2041/3 期	2042/3 期	2043/3 期
当期純利益	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371
資本準備金	21,600	16,600	16,600	15,600	15,600	15,600	15,600
利益剰余金	200,537	204,181	207,883	211,585	215,299	219,012	222,726
利益準備金	35,907	36,544	37,181	37,818	38,455	39,092	39,729

	2044/3 期	2045/3 期	2046/3 期	2047/3 期	2048/3 期
当期純利益	6,371	6,371	6,371	6,371	6,371
資本準備金	15,600	12,000	12,000	12,000	12,000
利益剰余金	226,440	230,154	233,920	237,686	241,452
利益準備金	40,366	41,004	41,641	42,278	42,915

(注) 2023/3 期は実績、2024/3 期以降は計画

第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等

当会の経営管理に関しては、「第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しているとおりであり、業務執行に対する監査や経営の評価に関する客観性の確保、適切な情報開示等を通じて、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

なかでも、当会の収益の大宗を占める有価証券のポートフォリオの運営は当会の収益性や健全性を確保する上で重要度が高く、また、業界のシステムインフラの運営に関しては、社会的使命が高く、近年の不正送金問題にも見られるように、セキュリティの向上が喫緊の課題となっております。

今後、市場のボラティリティが高まる中、環境変化に柔軟に対応するためにも、「ALM 委員会」やその下部組織である「ALM サブコミッティー」等の場を通じて、引き続き、経営陣と実務担当者の間のリスクコミュニケーションをより活発化していくことに努めてまいります。

また、システムインフラに関しては、当会経営陣とシステム子会社経営陣を含めて構成する「共同センターシステム戦略会議」で共同センターの運営状況およびシステムリスク管理の現状を共有することや、第 7 次システム更改により凍結していた開発案件に着手していくことから業界システム全般の投資戦略を議論するために当会理事長の諮問機関として設置した「信組共同センターシステムに関する委員会」の運営等を通じて、ガバナンスを強化してまいります。

（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

①　統合リスク管理態勢

当会では、統合的リスク管理の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク及び子会社リスクとしております。このうち定量的に評価している信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク（風評リスクを除く）のリスク量を合算のうえ、統合リスク量を算出し、リスク資本（各リスクに配賦する自己資本の上限額）と対比し、毎月開催のＡＬＭ委員会に報告しております。 コア資本の額から他の管理対象リスク顕在化時の損失見込額、当期支援コスト見込額及びその他有価証券の評価損額を差し引いた配賦可能な自己資本とリスク資本の対比により、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているかを検証し、業務運営の健全性確保に努めております。

なお、態勢面については随時検証・見直しを行い 、リスクプロファイルに応じた適切な統合的リスク管理を実施しております。

②　オペレーショナル・リスク管理態勢

当会では、当会の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当会が損失を被るリスク及び当会の信用が低下することから生じる損失に係るリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスク、風評リスクを対象リスクとして、各リスクについて、それぞれの統括管理部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性及び影響の大きさを勘案のうえ管理方法を定めリスクの低減を図っております。

また、オペレーショナル・リスクの総合的管理部署は、各リスクの管理状況についてモニタリングを行い、常勤理事会に報告しております。なお、オペレーショナル・リスク相

当額の算出に使用する手法は基礎的手法を採用しており、実際に発生した損失額と比較することによりリスク資本枠の十分性を検証しております。

③　流動性リスク管理

当会は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の資金需給を調整するとともに信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。

こうした認識のもと、資金繰りリスクについては、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ＡＬＭ委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と協議を行っております。

一方、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標及び頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしております。

また、外貨流動性リスクについては、対顧客の外国為替取引から派生する外貨流動性リスクに限定されております。当リスクに備えるための基本方針及び管理体制等を定めた「外貨流動性リスク管理基準」により適切な管理に努めております。

なお、経済や市場等の外部環境等の急変により、流動性危機の発生が予想される場合には、対応策を協議するための緊急会議の開催等により機動的な対応を図ることとしております。

※　信用リスク管理及び市場リスク管理の状況につきましては、「第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しております。

第９　前提条件

（前提となる景気環境）

国内景気は、輸出・生産部門における供給制約の影響の緩和や消費部門のペントアップ需要の顕在化等に支えられ、当面は緩やかな回復が続くとみております。

各国中央銀行の利上げの影響等により海外経済の回復ペースは鈍化しているものの、世界的なインフレ圧力が減衰し各国の金融政策が中立方向に転換すること等により、中長期的には緩やかな景気拡大が続くと予想しております。

（金利）

国内では、足もと景気が緩やかに回復し想定を上回る物価上昇が続くなか、日本銀行による金融政策の正常化が進められているものの、中長期的な成長期待が大きく高まらないもとでは、大幅な政策金利引き上げの可能性は低いと予想しております。

国内金利は、現行をやや上回る水準で推移すると予想しております。

（為替）

ドル・円レートについては、米国の利上げ局面が終盤に向かうなかで足もと急速に進行しているドル高円安が一巡し、横ばい圏内で推移すると予想しております。

（株価）

国内株価は、各国中央銀行の利上げ等による押し下げ効果があるものの、緩やかな景気拡大に支えられ底堅く推移すると予想しております。

【前提条件】

指標	2023/3末（実績）	2023/9末（実績）	2024/3末（前提）	2025/3末（前提）	2026/3末（前提）
無担保コール翌日物（%）	▲0.030	▲0.062	▲0.050	0.050	0.050
TIBOR 3 か月（%）	0.07455	0.07000	0.07000	0.17000	0.17000
新発 10 年国債利回り（%）	0.315	0.755	0.900	1.000	1.000
ドル/円レート（円）	133.54	149.58	145.00	145.00	145.00
日経平均株価（円）	28,041	31,857	32,000	33,000	34,000

※本表の 2023/3 末及び 2023/9 末の各実績値は以下によります。

1.無担保コール翌日物・・・日本銀行公表の無担保コール O/N 物レート（平均値）

2.TIBOR3 か月・・・全銀協 TIBOR 運営機関公表の日本円 TIBOR

3.新発 10 年国債利回り・・・日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値（平均値）

4.ドル/円レート・・・みずほ銀行公表の外国為替公示相場（仲値）

5.日経平均株価・・・終値

以上

Ⅱ　「金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 29 条」に基づく協同組織金融機能強化方針

本編において、「Ⅰ『金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の３』に基づく協同組織金融機能強化方針（以下、「34 条の３方針」という。）」に記載とある場合は、34 条の３方針における「特定信用組合」を「コロナ特定信用組合」と読み替えるものとする。

第１ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

（１）コロナ特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

34 条の３方針「第２（１）特定信用組合の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」に記載のとおり。

（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

34 条の３方針「第２（２）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」に記載のとおり。

（３）協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

34 条の３方針「第１（４）特定信用組合の収益性及び業務効率の向上のための経営指導の内容」に記載のとおり。

（４）新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

コロナ特定信用組合は、ポストコロナ・ウィズコロナの環境を乗り越えていくため、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策を計画に掲げ、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな資金対応や、事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与等、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援のサポートに積極的に取り組んでまいります。

当会は、コロナ特定信用組合に対し、以下に掲げた計画の取組みをサポートしてまいります。

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する資金繰り支援の方策

新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化しつつあるものの、原材料価格高騰等の外部環境下、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の経営環境も厳しい状況にある中、ゼロ

ゼロ融資の本格返済が始まっており、当該者に対する資金繰り支援の重要性が高まっております。

このようなことから、コロナ特定信用組合では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対するヒアリングを強化し、業況や経営課題の把握に努め、保証協会の伴走型支援の活用等による返済負担軽減のほか流動性資金の確保等、弾力的な資金支援や条件変更に取り組んでまいります。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する本業支援や事業再生支援等の方策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者においては、ポストコロナ・ウィズコロナの環境を乗り越えていくため、ビジネスモデルの転換や、抜本的な事業再生支援等、これまで以上に幅広い視点からのアドバイスや経営支援を行うことが求められております。

このような支援ニーズに対応するため、コロナ特定信用組合では、これまで地元経済発展のために取り組んできた実績・ノウハウを生かしていくとともに、必要に応じ、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会等の外部機関も活用しながら、質の高い経営支援を実施してまいります。

（５）その他地域における経済の活性化に資する方策

34 条の３方針「第２（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載のとおり。

第２ 第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けた事業者に対し、積極的かつ円滑な資金供給機能を発揮すべく、同法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援に取り組み、信用組合が、地域等において期待される役割をこれまで以上に果たしていくため、資本基盤の充実・強化に向けた取組みを積極的に実施してまいります。

また、当該資本支援を活用した信用組合に対しては、34 条の３方針「第３ 第１第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導方針」に記載のとおり、当会の本部各部や特定信用組合を管轄する営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

（１）経営の目標の達成に向けた指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

34 条の３方針「第３（１）経営の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）」に記載のとおり。

（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

34 条の３方針「第３（２）従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導」に記載のとおり。

（３）目標達成に必要な措置

34 条の３方針「第３（３）計画達成に必要な措置」に記載のとおり。

第３ 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制

34 条の３方針「第４（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化の方策に係る審査体制」に記載のとおり。

（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制

34 条の３方針「第４（２）優先出資の支援期間内の返済に係る審査体制」に記載のとおり。

（３）資産査定に係る審査体制

34 条の３方針「第４（３）資産査定に係る審査体制」に記載のとおり。

（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援

34 条の３方針「第４（４）信用組合に対する特定支援以外の財政上の支援」に記載のとおり。

第４ 協定銀行が協定の定めにより保有する優先出資に係る事項

発行金額・条件については以下のとおりです。

【第１１回号】

１．種類	社債型非累積的永久優先出資
２．申込期日(払込日)	２０２４年3月２９日（金）
３．払込金額 非資本計上額	１口につき２００,０００円（額面金額１口１００,０００円） １口につき１００,０００円
４．払込金額の総額	１４,０００百万円
５．発行口数	７０,０００口

６．配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（払込金額に対する配当率） （ただし、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）または８％のうちいずれか低い方を上限とする。）
７．累積条項	非累積的
８．参加条項	非参加
９．残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ①　優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ②　優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③　①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。 ④　残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

（１）必要資本額の根拠

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上等適切かつ積極的な金融仲介機能に取り組むべく、今般、４つの信用組合より新たに金融機能強化法附則第 29 条に基づく公的資金を活用した資本支援の申込みがございました。

当該信用組合の自己資本比率は、国内基準である４％を上回っておりますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格高騰等から、当該信用組合の営業エリアである地域の経済環境は厳しい状況にあり、金融機関に対する円滑な資金供給や、中小規模事業者等の経営改善及び事業再生等に対する支援ニーズが今後、さらに増加していくことが見込まれます。

こうしたなか、当該信用組合対する、協同組織金融機関として期待される役割と責任は極めて重要であると考えており、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の活性化に貢献するためには、より強固な財務基盤を構築する必要があると認識しております。

このため、当会が当該信用組合の財務内容や健全性及び提出を受けた経営計画等について規程等に基づく検証・審査を実施した結果、当該信用組合は、地域の活性化に貢献するためのより強固な財務基盤を構築するための資本支援として 140 億円が必要と判断いたしました。

当該信用組合はこの資本増強により自己資本の充実を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けた事業者に対する支援強化に加え、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期してまいります。

（２）当該自己資本の活用方針

今般の資本増強を受けたのち、当会は、コロナ特定信用組合としての要件を満たしていると認められる当該信用組合に対する資本支援を実施いたします。

これにより、当該信用組合は財務基盤の充実・強化が図られることから、金融仲介機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に積極的・持続的に取り組んでまいります。

第５ 取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

当会は、取得優先出資（第 34 条の３第３項に規定する取得優先出資）の払込金又は取得貸付債権（同条第３項に規定する取得貸付債権）の借入金により実施する特定支援について、業界のセーフティネット制度である「資本増強支援制度」に基づく資本支援との区別及び信用組合別、回号別に勘定を他の勘定と区分して経理しております。

今般の金融機能強化法附則第 29 条に基づく特定支援についても、上記と同様、他の勘定と区分して経理してまいります。

第６ 収益の見通し

34 条の３方針「第１（１）収益性向上のための方策」に記載のとおり。

第７ 法附則第 29 条第１項の規定により法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

（１）配当に対する方針

34 条の３方針「第７（１）配当に対する方針」に記載のとおり。

（２）財源確保の方針

34 条の３方針「第７（３）財源確保の方針」に記載のとおり。

第８ 法第 34 条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等

34 条の３方針「第８（１）経営管理に係る体制及び今後の方針等」に記載のとおり。

（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等

34 条の３方針「第８（２）各種リスク管理の状況及び今後の方針等」に記載のとおり。

第９ 前提条件

34 条の３方針「第９ 前提条件」に記載のとおり。

以上